

令和6年度事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日

第1 事業活動方針

「暴力のない安全安心な鳥取県の実現」を目指すため、警察、弁護士会、行政等の関係機関・団体等との連携を強化し、広報啓発、暴力追放相談、委託講習を重点に、次の事業を行う。

第2 事業内容

事業	事業内容
1 広報・啓発	<p>暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及と、暴力団排除意識の高揚、センター活動の理解と周知を図るための活動</p> <p>(1) 暴力追放鳥取県民大会の開催 令和6年秋、米子コンベンションセンターにおいて、第32回大会を県警と開催</p> <p>(2) 宣伝、普及活動</p> <ul style="list-style-type: none">○ 広報誌「暴追とっとり」第63号、第64号の作成 県下自治会回覧、賛助会員、暴排団体、関係機関等への配布○ 暴力追放冊子の配布 小冊子「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」、パンフレット「民暴相談のしおり」等の配布○ 暴排ポスターの作成配布 「暴力団追放三ない運動+1」を啓発する暴排ポスターの配布○ 警察・自治体等が発行する広報紙への掲載依頼及び日刊紙等への積極的な資料提供、投稿等○ 責任者講習、受講修了書並びに賛助会員証（ステッカー）掲示運動の推進 ※ 賛助会員の拡大○ 広報塔5基による広報、点検 県東部2基、県中部1基、県西部2基○ 暴排標語優秀作品の活用○ 視聴覚教材（暴排用DVD）の整備と貸出○ 地域安全運動時等における新聞広告への掲載 <p>(3) 各業種、職域、地域等の講習会・研修会等での講演の推進と資料提供</p> <p>(4) ホームページの更新と活用 当法人の事業内容、不当要求防止責任者講習の案内等その内容を随時更新して提供し、広報啓発活動を図る。</p> <p>(5) 表彰</p> <ul style="list-style-type: none">○ 暴力追放鳥取県民大会での暴力追放功労者（団体）、財団事業への支援功労者、暴排標語優秀作成者に対する積極的な表彰○ 全国表彰「全国暴力追放運動推進センター」、管区表彰「中国ブ

	<p>ロック暴力追放運動推進センター連絡協議会」への暴力追放功労者（功労団体）の積極的な上申・表彰</p> <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（政府指針）の企業研修、不当要求防止責任者講習における周知と啓発 ○ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行・令和4年一部改正）の普及と活用
2 組織活動支援	<p>暴力団員による不当な行為の被害防止に関する民間の自主的な組織活動等への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 鳥取県暴力団排除関係組織連絡協議会（21団体）の総会等の行事への参加、講演、資料提供等 (2) 地域・職域暴排組織が行う研修会等各種行事への講師の派遣、情報交換、資料提供等 (3) 地域・職域組織が行う暴排対策の中、特に重要な取組に対する支援、連携した活動 (4) 暴力団事務所の撤去、進出阻止活動に対する警察、暴追センター弁護士会による三者協定の積極的活用と緊密に連携した情報提供指導、活動資金の貸付け等 (5) 企業パトロール、事業者に対する暴力団情報の提供等による賛助会員の拡大等 (6) 暴力団情報提供要領による情報提供先賛助会員のデータベース構築の支援
3 暴力追放相談	<p>暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずるための活動</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談室の設置 相談室及び専用相談電話の設置 (2) 暴力追放相談委員の技能の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国暴力追放運動推進センター主催の相談委員等研修会への参加 ○ 暴力追放相談委員による意見交換会の開催 (3) 的確な相談対応 暴力団の不透明化に対応するため、いわゆる反社会的勢力による不当要求行為等の相談への的確な対応、潜在事案の掘り起こし、保護対策及び適正な暴力団情報の提供 (4) 暴追センター・警察・弁護士会で組織する鳥取県民事介入暴力対策実務研究会での緊密な連携、情報交換、民事介入暴力事案等に対する相談活動 (5) その他 多重債務・ヤミ金融問題対策協議会、日本司法支援センター鳥取等との連携
4 少年被害防止対策 ～少年を暴力団から守る活動～	<p>少年に対する暴力団の影響を排除するための活動</p> <p>暴力追放相談委員による相談申出人に対する助言及び暴力団の影響を受け又は受けるおそれのある少年に対する指導並びに少年を中心とする各種団体等への啓発活動</p>
5 暴力団離脱者援助 ～社会復帰対策～	<p>暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 鳥取県暴力団離脱者社会復帰対策協議会等と連携して、離脱者に対する一般社会への定着のための生活・就労相談、離脱希望やその

	<p>家族等に対する離脱のノウハウの的確な教示等の実施</p> <p>(2) 同協議会会員である受入協賛企業の拡大及び組織の活性化</p> <p>(3) 平成28年2月5日に締結した「社会復帰対策協議会広域連携協定」の連携強化</p>
6 委託講習 ～不当要求防止 責任者講習～	<p>事業者に対し、不当要求による被害を防止するために必要な対応方法についての指導等の援助を行うため、鳥取県公安委員会の委託を受けて暴力団対策法第14条第2項の不当要求防止責任者講習の実施</p> <p>(1) 講習技能の向上と講習教材の充実</p> <p>(2) 鳥取県弁護士会民暴対策委員会所属弁護士への講話依頼</p> <p>(3) 各種業界、事業所等への積極的な働きかけによる未選任事業所に対する選任届の推奨及び責任者講習の計画的な実施</p>
7 被害者救援	<p>暴力団員による不当な行為の被害者等に対する貸付金及び見舞金の支給等の支援活動</p> <p>(1) 暴力団員からの被害等に係る民事訴訟の当事者に対する訴訟提起等費用及び重大な物的被害の応急修復費用、傷害事件被害者の応急入院・治療費用等の無利子貸付</p> <p>(2) 暴力団員による傷害事件等の被害者に対する見舞金の支給</p> <p>(3) 民事介入暴力事案の被害者に対する民暴弁護士の紹介</p> <p>(4) 鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会の関係組織との連携による的確な業務推進</p>
8 組事務所使用 差止請求	<p>指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し又は勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が違法に害された場合、適格都道府県センターとして当該付近住民等から委託を受け、事務所使用差止訴訟等を行う。</p>
9 調査研究等	<p>上記1～8の各事業の効果的な推進及び職員の知識技能向上のための活動及び情報収集</p> <p>(1) 全国暴力追放運動推進センター等が主催する各種会議、講演会、研修会等への参加</p> <p>(2) その他、財団及び都道府県暴力追放運動推進センターとして事業を推進するために必要と認められる事業</p>